

# 日本国憲法 における 家族と個人

最高裁は、令和3年6月の決定において、婚姻届を出す際に夫婦いずれかの氏を選択しなければならない現在の制度＝夫婦同氏制は憲法24条に違反しないと判断しました。しかし、この決定では複数の裁判官が反対意見を述べており、国際的にも夫婦同氏制に対して女性差別撤廃条約や自由権規約上の問題が指摘され続けています。

夫婦同氏制をめぐる問題は、家族観や結婚観、「氏」の本質的意義、戸籍制度、選択的夫婦別姓を必要とする多様な事情など、様々な次元で語られるため、複雑な様相を呈しています。今年の四会憲法記念行事では、夫婦同氏制の制度趣旨や社会的意義とその問題点を探りながら、日本国憲法の下で描かれる家族観や家族と個人の関係について考えます。

夫 婦 同 氏 制 の 問 題 を 契 機 と し て

2022年

5月21日(土)

午後1時～午後3時30分

参加費**無料**・事前申込**不要**

定 員 500人

開催方法 Zoomウェビナーを利用したオンライン開催

参加方法 当日、下記URLからアクセスし、本シンポジウム案内ページに掲載する参加用URLよりご参加ください。

[https://www.ichiben.or.jp/news/oshirase2022/event2022/post\\_487.html](https://www.ichiben.or.jp/news/oshirase2022/event2022/post_487.html)



辻村 みよ子さん



三成 美保さん



山浦 善樹さん

一併 憲法記念行事

検 索

## 第1部 基調講演

### 婚姻・家族と個人の尊厳

●講師●  
辻村 みよ子さん (東北大学名誉教授、弁護士)

## 第2部 パネルディスカッション

### 日本国憲法における 結婚観・家族観とは？

●パネリスト●  
辻村 みよ子 さん (東北大学名誉教授、弁護士)  
三成 美保 さん (追手門学院大学教授、奈良女子大学名誉教授)  
山浦 善樹 さん (弁護士、元最高裁判所判事)

●コーディネーター● 山田 亨 弁護士 (第一東京弁護士会憲法問題検討協議会委員長)